

様式第2号の1-①【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の1-②を用いること。

学校名	山口芸術短期大学
設置者名	学校法人 宇部学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

学部名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数				省令で定める基準単位数	配置困難
			全学 共通 科目	学部等 共通 科目	専門 科目	合計		
	保育学科	夜・通信		2	19	21	7	
	芸術表現学科	夜・通信		4	35	39	7	
(備考)								

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

<https://www.yamaguchi-jca.ac.jp/about/disclosure/>

3. 要件を満たすことが困難である学部等

学部等名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	山口芸術短期大学
設置者名	学校法人 宇部学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

<https://www.yamaguchi-jca.ac.jp/about/disclosure/>

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	元高等学校教頭	令和7年6月23日～令和11年度定時評議員会終結	学校法人の運営に多様な意見を取り入れ、経営機能の強化を図る。
非常勤	私立大学職員	令和7年6月23日～令和11年度定時評議員会終結	〃
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	山口芸術短期大学
設置者名	学校法人 宇部学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画の作成・公表に係る取組の概要) 本学では、カリキュラム・ポリシーに評価の方針を明記するとともに、学則及び「履修方法に関する規程」、「単位認定及び試験に関する規程」を定め、学修成果の厳格かつ適正な評価に努めている。 授業計画書(シラバス)の作成については、作成要領に則り、授業形態(方法)、ナンバリングコード、ディプロマ・ポリシーに掲げる学修成果との関連性、授業概要、到達目標、授業計画、アクティブ・ラーニングの内容、成績評価の方法・基準、課題等のフィードバックの具体的方法、時間外学習の内容や時間、参考となるテキスト・参考書、授業担当者の実務経験等を明確に記載している。シラバス作成の最終調整では、授業担当者以外の教員によるチェック体制があり、学生にわかりやすいシラバス作成に努めている。 シラバスは、ホームページで公開している。	
授業計画書の公表方法	https://www.yamaguchi-jca.ac.jp/about/disclosure/
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(各授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) 本学では、カリキュラム・ポリシーに評価の方針を明記するとともに、学則及び「履修方法に関する規程」、「単位認定及び試験に関する規程」に成績の評価の方法・基準を定め、「学生ハンドブック 2025」に記載している。 各授業においては、前段で記載した各規程に則った授業毎の評価方法・基準をシラバスに示し、授業担当者が初回の授業時間に学生に周知している。シラバスには、筆記試験や実技試験、レポート、プレゼンテーション、制作作品、グループ活動の貢献度等、多様な方法を評価割合とともに示し、評価基準には、評価で重視する観点などを示している。授業担当者は、各規程やシラバスに示した評価方法・基準に基づき、学修成果の厳正かつ適正な評価を行っている。 「卒業研究」については、各学科で「子ども総合研究Ⅰ・Ⅱ」(保育学科)、「卒業研究(芸術表現学科)」を設け、研究論文、演奏、創作等の通年の専門演習科目を、シラバスに記載した成績評価基準に基づき、実施している。その際、いずれも研究発表を義務づけ、評価方法と評価基準を明示し、学修成果の厳正かつ適正な評価を行っている。	
3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。	

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 本学では、学則第 19 条第 2 項に規定されている S (90～100 点)、A (80～89 点)、B (70～79 点)、C (60～69 点)、D (60 点未満) の 100 点法・5 段階評価に加えて、G P A 制度を導入しており、ホームページで公表している。 G P A は、学内の運用規程で定めた算定方法 (S の単位数 $\times$ 4 + A の単位数 $\times$ 3 + B の単位数 $\times$ 2 + C の単位数 $\times$ 1) $\div$ (履修登録単位数) により算出し、学生への履修指導や各種奨学生、学長表彰の選考等の使用に加え、履修登録単位数上限の緩和や成績分布状況の把握にも活用している。 授業科目別に履修者全員の G P の平均を算出し、成績評価が著しく易しい (あるいは厳しい) 授業科目がないかを確認し、学修成果の厳正かつ適正な評価に努めている。 また、ホームページには、G P A の算出方法及び成績の分布状況を公開しており、学生が自分自身の成績の位置を確認できるようにしている。	
客観的な指標の算出方法の公表方法	G P A 制度運用規程 G P A 数値分布状況 https://www.yamaguchi-jca.ac.jp/about/policy-assessment/
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。	
(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) 本学は、建学の精神「至誠」にもとづき、芸術によって育まれた豊かな感性と創造性を礎として、時代の変化に対応しながら「未来」を切り拓くことができる人材の育成を教育理念としており。その教育理念にもとづいて学科ごとの教育目的を定めている。 これらの建学の精神・教育理念・教育目的を踏まえて、学生が身に付けるべき資質・能力の目標を明確に示した卒業の認定方針(ディプロマ・ポリシー)を策定し、学生ハンドブック 2025」に掲載してオリエンテーション等で学生に周知している。また、ホームページで閲覧することができる。 卒業の認定に当たっては、ディプロマ・ポリシーに則り、以下に示す(1)～(4)の、目標とする学修成果(学士力)を身につけていること、かつ、所定の在学期間を満たし、基準となる単位を修得した者について、教授会で確認・審議し、その意見に基づき学長が決定している。 (1) 態度・志向性：社会で生きていくための基本的な態度を身につけ、地域社会に貢献する意欲をもっている。 (2) 汎用的能力：社会生活に必要な能力を身につけ、状況に応じて活用できる。 (3) 専門的知識・技能：専攻する専門分野における基礎的な知識・技能を修得している。 (4) 総合的な学修経験と創造的思考力：修得した知識・技能等を総合的に活用し、直面する課題にそれらを適用して解決することができる。	
卒業の認定に関する方針の公表方法	https://www.yamaguchi-jca.ac.jp/about/policy/

様式第2号の4-①【(4)財務・経営情報の公表(大学・短期大学・高等専門学校)】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の4-②を用いること。

学校名	山口芸術短期大学
設置者名	学校法人宇部学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.yamaguchi-jca.ac.jp/about/disclosure/
収支計算書又は損益計算書	https://www.yamaguchi-jca.ac.jp/about/disclosure/
財産目録	https://www.yamaguchi-jca.ac.jp/about/disclosure/
事業報告書	https://www.yamaguchi-jca.ac.jp/about/disclosure/
監事による監査報告(書)	https://www.yamaguchi-jca.ac.jp/about/disclosure/

2. 事業計画(任意記載事項)

単年度計画(名称: 山口芸術短期大学事業計画 対象年度: 令和7年度)
公表方法: https://www.yamaguchi-jca.ac.jp/about/disclosure/
中長期計画(名称: 対象年度:)
公表方法:

3. 教育活動に係る情報

(1) 自己点検・評価の結果

公表方法: https://www.yamaguchi-jca.ac.jp/about/evaluation/

(2) 認証評価の結果(任意記載事項)

公表方法: https://www.yamaguchi-jca.ac.jp/about/evaluation/

(3) 学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項に掲げる情報の概要

①教育研究上の目的、卒業又は修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の概要

学部等名	山口芸術短期大学
教育研究上の目的（公表方法： https://www.yamaguchi-jca.ac.jp/about/disclosure/ ）	（概要） 本学の教育研究上の目的は、学則第 1 条に、「教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、本学の建学理念「至誠」の精神に基づき、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力の育成、並びに芸術文化の修得により、人間味豊かな格調の高い人格の育成を図るとともに、地域社会の発展に寄与すること」と規定している。 また、この学則第 1 条を受け、「山口芸術短期大学ガバナンス・コード」には、以下のようにそれぞれ分けた形で明記し、ホームページではその遵守状況を公表している。 ・ガバナンス・コードにおける【短期大学の教育目的及び研究目的】 ① 短期大学の教育目的及び研究目的 教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、本学の建学の精神「至誠」の精神に基づき、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力の育成、並びに芸術文化の修得により、人間味豊かな格調の高い人格の育成を図るとともに、地域社会の発展に寄与することを教育目的とします。 また、それぞれの専門領域において最先端の知識を集積し、専門性を深め、学問の発展に貢献するとともに、新たな教育手法を開発・実践し、地域社会の発展に寄与することを研究目的とします。 ② 芸術表現学科の教育目的 教育理念にもとづき、広い視野で変化に適応し、地域社会で活躍できる人材の育成を目的としています。 ③ 保育学科の教育目的 保育や教育は、人の育ちを支援する営みであることを踏まえ、他者と連携しながら課題解決に主体的に取り組み、地域社会から真に求められる保育者の養成を目的としています。 「山口芸術短期大学ガバナンス・コード遵守状況」 https://www.yamaguchi-jca.ac.jp/about/governancecode/
卒業又は修了の認定に関する方針 （公表方法： https://www.yamaguchi-jca.ac.jp/about/policy/ ）	（概要） 本学は、建学の精神・教育理念・教育目的に基づき、3つのポリシー（卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針）を一体的に定めており、「学生ハンドブック 2025」に明示し、ホームページで公表している。 本学が定めている卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)は次のとおりである。 以下に示す目標とする学修成果(学士力)を身につけ、所定の在学期間を満たし、

基準となる単位を修得した者に対して、卒業を認定し、「短期大学士」の学位を授与する。 (1) 態度・志向性：社会で生きていくための基本的な態度を身につけ、地域社会に貢献する意欲をもっている。 (2) 汎用的能力：社会生活に必要な能力を身につけ、状況に応じて活用できる。 (3) 専門的知識・技能：専攻する専門分野における基礎的な知識・技能を修得している。 (4) 総合的な学修経験と創造的思考力：修得した知識・技能等を総合的に活用し、直面する課題にそれらを適用して解決することができる。
教育課程の編成及び実施に関する方針 (公表方法：https://www.yamaguchi-jca.ac.jp/about/policy/)
(概要) 本学では、以下のとおり教育課程編成・実施の方針を定めており、「学生ハンドブック 2025」に明示し、ホームページで公表している。 本学が定めている教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は以下のとおりである。 1. 教育課程編成とその内容 (1) 「教養教育科目」では、社会を生きる上で必要な基礎的な教養（自然科学、人文科学、情報技術等）を身につけるとともに、豊かな人間性と、格調高い人格の形成をめざす。 (2) 「専門教育科目」では、実習・実践重視の多様な科目を設置し、専攻する分野で活かせる専門的な知識や技能を身につけるとともに、実践力を養う。 2. 学修方法 (1) アクティブ・ラーニングを取り入れた教育方法の採用を推進する。 (2) レポート課題等を課す時期や量、科目間の整合性・連携性を図り、学生の主体的な学びを保障する。 (3) 学生の学びが段階的に深まり、広がるように、実習や実践を教育課程の中心に置く。 3. 学修成果の評価 (1) 各科目のシラバスに定める目標に対する到達度で評価する。 (2) ディプロマ・ポリシーに掲げた専門的知識・技能、汎用的能力、態度、及び総合的な学修経験と創造的思考力について、学科別に定めた評価基準を基に評価する。
入学者の受入れに関する方針 (公表方法：https://www.yamaguchi-jca.ac.jp/about/policy/)
(概要) 本学では、以下のとおり入学者受入れの方針を定めており、ホームページで公開している。 ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえて、本学が求めているものは、以下のとおり。 1. 入学前に身につけてほしい能力 (1) 基礎的・基本的な知識・技能：入学後の修学に必要とされる基礎的・基本的な知識・技能、及び基本的生活習慣や社会性を有している人 (2) 課題を解決するための思考力・判断力・表現力：現代社会の諸課題を、自らの

生活に即して考え、よりよく生きようとする態度を身につけている人 (3) 主体的に学習に取り組む態度：主体性を持って、多様な人々と協働して学ぶ態度を身につけている人 2. 入学後にディプロマ・ポリシーに掲げた学士力を身につけるため、開講する科目群や課外活動の中で、以下の能力の獲得に意欲のある人 (1) 幅広い知識と視野を獲得し、地域の教育・福祉・芸術文化の発展に寄与しようとする意欲がある人 (2) 卒業後に職業人として必要な専門基礎力を身につけ、社会が求める実践力を発揮しようとする意欲がある人

学部等名 山口芸術短期大学保育学科
教育研究上の目的（公表方法： https://www.yamaguchi-jca.ac.jp/about/spirit/ ）
（概要） 本学保育学科では、以下のとおり教育目的を定めており、「学生ハンドブック 2025」に明示し、ホームページで公表している。 保育や教育は、人の育ちを支援する営みであることを踏まえ、他者と連携しながら課題解決に主体的に取り組む、地域社会から真に求められる保育者の養成を教育目的としている。
卒業又は修了の認定に関する方針（公表方法： https://www.yamaguchi-jca.ac.jp/about/policy/ ）
（概要） 本学保育学科では、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を定めており、「学生ハンドブック 2025」に明示し、ホームページで公表している。 以下に示す目標とする学修成果（学士力）を身につけ、所定の在学期間を満たし、基準となる単位を修得した者に対して、卒業を認定し、「短期大学士」の学位を授与する。 (1) 学び続ける意欲をもって主体的に考え行動し、周囲に感謝の気持ちを持ち、他者と協調して生活することができる。 (2) 豊かな教養と感性・表現力を身につけ、高い倫理観や広い見識をもって物事に取り組むことができる。 (3) 保育現場での実践に生かすことができる専門的知識や技能を身につけている。 (4) 子どもと深くかかわり、保護者・地域・関係機関等と連携しながら、保育実践上の課題を創造的に解決することができる。
教育課程の編成及び実施に関する方針
（公表方法： https://www.yamaguchi-jca.ac.jp/about/policy/ ）
（概要） 本学保育学科では、以下のとおり教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を定めており、「学生ハンドブック 2025」に明示し、ホームページで公表している。 ディプロマ・ポリシーを踏まえて、教育課程編成、当該教育課程における学修方法、学修成果の評価のあり方を示している。 1. 教育課程編成とその内容 (1)「教養教育科目」として、社会生活を営む上で必要な教養や汎用的な能力に関する

科目を開講し、意欲や主体性・協調性を身につけ、地域から求められる社会人の育成をめざす。 (2)「専門教育科目」として、保育者の免許・資格に関する科目を開講し、実践力やコミュニケーション能力の高い、課題解決能力を身につけた専門職の養成をめざす。 (3) 芸術関係科目を多数開講し、表現力や創造性及び豊かな感性や人間性を磨き、格調高い人格を有した人材の育成をめざす。 2. 学修方法 (1) アクティブ・ラーニングを推進し、学生の主体性や学ぶ意欲の向上を図る。 (2) 実習を軸として、講義・演習・実技を組み合わせることで、実践と理論をバランスよく身につける。 3. 学修成果の評価 (1) 各科目のシラバスに定める評価方法に基づき、目標に対する到達度で評価する。 (2) 学生は、卒業までに修得が期待される学修成果(8つの力)について、学修ベンチマークループブック等を活用して自己の学修を評価し、ポートフォリオに集積する。
入学者の受入れに関する方針 (公表方法：https://www.yamaguchi-jca.ac.jp/about/policy/)
(概要) 本学保育学科では、以下のとおり入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）を定めており、ホームページで公表している。 ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえて、本学科が求めている者は以下のとおり。 (1) 組織や集団に、主体的かつ協調的に参加する意思のある人 (2) 文章力を含む基礎的な学力があり、幅広い表現力を身につけたい人 (3) 保育の仕事の重要性を理解し、専門的知識や技能を身につける意欲のある人

学部等名 山口芸術短期大学芸術表現学科
教育研究上の目的（公表方法：https://www.yamaguchi-jca.ac.jp/about/split/)
(概要) 本学芸術表現学科では、以下のとおり教育目的を定めており、「学生ハンドブック 2025」に明示し、ホームページで公表している。 教育理念にもとづき、広い視野で変化に適応し、地域社会で活躍できる人材の育成を教育目的としている。
卒業又は修了の認定に関する方針（公表方法：https://www.yamaguchi-jca.ac.jp/about/policy/)

(概要) 本学芸術表現学科では、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を定めており、「学生ハンドブック 2025」に明示し、ホームページで公表している。 以下に示す目標とする学修成果（学士力）を身につけ、所定の在学期間を満たし、基準となる単位を修得した者に対して、卒業を認定し、「短期大学士」の学位を授与する。 (1) 働く意義を理解し、主体性をもって物事に取り組むことができる。 (2) 社会人としてふさわしい教養やコミュニケーション能力を身につけている。 (3) デザイン・ビジネス・音楽分野の知識・技能を身につけ、新しい価値を創造できる。 (4) 課題を発見して解決する力や、広い視野で変化に適応する力を身につけている。
教育課程の編成及び実施に関する方針 (公表方法：https://www.yamaguchi-ica.ac.jp/about/policy/)
(概要) 本学芸術表現学科では、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を定めており、「学生ハンドブック 2025」に明示し、ホームページで公表している。 ディプロマ・ポリシーを踏まえて、教育課程編成、当該教育課程における学修方法、学修成果の評価のあり方を示している。 1. 教育課程編成とその内容 (1) 「教養教育科目」として、自然科学、人文科学等に関する科目を開講し、社会人にふさわしい教養を身につけた人材の育成をめざす。 (2) 「専門教育科目」として、芸術文化、デザイン、ビジネス、音楽、総合研究に関する科目を開講し、勤労観、主体性、コミュニケーション能力、デザイン・ビジネス・音楽分野の知識・技能、創造力、課題解決力、変化への適応力を身につけた人材を育成することをめざす。 2. 学修方法 (1) アクティブ・ラーニングを推進し、学生の主体性や学び意欲の向上を図る。 (2) 学生の学びが深まり、広がるように、講義・演習・実技・実習を組み合わせた教育を実践する。 3. 学修成果の評価 (1) 試験、レポート、実技課題等にもとづき、シラバスに定める目標に対する到達度で評価する。 (2) 卒業までに修得することが期待される学修成果（8つの力）について、学修成果ベンチマークルーブリック等を活用して評価する。
入学者の受入れに関する方針 (公表方法：https://www.yamaguchi-ica.ac.jp/about/policy/)
本学芸術表現学科では、以下のとおり入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）を定めており、ホームページで公開している。 ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえて、本学科が求めている者は、以下のとおり。 (1) デザイン・ビジネス・音楽の専門性を高めるために、基礎的な学力を身につけている人 (2) 社会人にふさわしい教養、コミュニケーション能力、創造力を身につける意

欲のある人
(3) 地域社会の発展に寄与するために、他者と協働して主体的に物事に組み込む意欲のある人

②教育研究上の基本組織に関すること

公表方法：<https://www.yamaguchi-jca.ac.jp/about>

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

a. 教員数（本務者）							
学部等の組織の名称	学長・副学長	教授	准教授	講師	助教	助手 その他	計
－	人	－					人
保育学科	－	6 人	3 人	2 人	人	人	11 人
芸術表現学科	－	2 人	2 人	2 人	人	人	6 人
b. 教員数（兼務者）							
学長・副学長			学長・副学長以外の教員				計
2 人			47 人				49 人
各教員の有する学位及び業績 （教員データベース等）		公表方法： https://www.yamaguchi-jca.ac.jp/about/teacher/					
c. F D（ファカルティ・ディベロップメント）の状況（任意記載事項）							
「山口学芸大学及び山口芸術短期大学F D・S D委員会規程」を定め、本規程に基づいて活動を行っている。本学は、小規模な大学であるため、教員と職員が一体となった教職協働体制で業務を行っており、教員のF D活動と事務職員のS D活動をともに実施している。							
F D・S D委員会では、(1)教育研究活動の改善の立案に関すること、(2) F D・S D研修プログラムの企画と実施に関すること、(3) F D・S D研修活動に関する情報の収集と提供に関することこと、(4) F D・S D活動の点検に関することなどを審議し、毎年度策定する年間計画によりF D・S D研修を実施し、教育研究活動及び事務業務等の支援を行っている。							

④入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

a. 入学者の数、収容定員、在学する学生の数等								
学部等名	入学定員 (a)	入学者数 (b)	b/a	収容定員 (c)	在学生数 (d)	d/c	編入学 定員	編入学 者数
保育学科	80人	64人	80.0%	160人	129人	80.6%	0人	0人
芸術表現学科	40人	56人	140.0%	80人	96人	120.0%	0人	0人
合計	120人	120人	100.0%	240人	225人	93.8%	0人	0人

(備考)

b. 卒業者数、進学者数、就職者数				
学部等名	卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
保育学科	72 人 (100%)	0 人 (0.0%)	70 人 (97.2%)	2 人 (2.8%)
芸術表現学科	38 人 (100%)	3 人 (7.9%)	31 人 (81.6%)	4 人 (10.5%)
合計	110 人 (100%)	3 人 (2.7%)	101 人 (91.8%)	6 人 (5.5%)
(主な進学先・就職先) (任意記載事項) (進学先) 専攻科 (就職先) 幼稚園、認定こども園、保育所、施設、一般企業				
(備考)				

c. 修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年者数、中途退学者数 (任意記載事項)					
学部等名	入学者数	修業年限期間内 卒業者数	留年者数	中途退学者数	その他
保育学科	75 人 (100%)	72 人 (96.0%)	1 人 (1.3%)	2 人 (2.7%)	0 人 (0.0%)
芸術表現学科	38 人 (100%)	37 人 (97.4%)	0 人 (0.0%)	1 人 (2.6%)	0 人 (0.0%)
合計	113 人 (100%)	109 人 (96.5%)	1 人 (0.9%)	3 人 (2.7%)	0 人 (0.0%)
(備考)					

⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

(概要)
授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画については、授業計画(シラバス)に基づき、適正に実施している。
授業計画書(シラバス)の作成については、作成要領に則り、授業形態(方法)、ナンバリングコード、ディプロマ・ポリシーに掲げる学修成果との関連性、授業概要、到達目標、授業計画、アクティブ・ラーニングの内容、成績評価の方法・基準、課題等のフィードバックの具体的方法、時間外学習の内容や時間、参考となるテキスト・参考書、授業担当者の実務経験等を明確に記載している。シラバス作成の最終調整では、授業担当者以外の教員によるチェック体制があり、学生にわかりやすいシラバス作成に努めている。
シラバスは、ホームページで公開している。

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

(概要)

本学では、学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準を、学則及び「履修方法に関する規程」、「単位認定及び試験に関する規程」に定め、学修成果に係る評価及び卒業の認定について、厳格かつ適正に実施している。

授業科目毎の学修の成果に係る評価については、S (100～90 点)、A (89～80 点)、B (79～70 点)、C (69～60 点)、D (60 点未満) の 100 点法・5 段階評価とし、D の場合は単位を認定していない。その科目の出席時数が総授業時数の 3 分の 2 に満たない場合も、原則として単位は認定しない。

また、本学では GPA 制度も導入し、学期 GPA 1.00 未満が連続する者への退学勧告や年度 GPA 3.00 以上の学生への履修登録単位の上限緩和等にも活用している。授業科目別に履修者全員の GP の平均を算出し、成績評価が著しく易しい（あるいは厳しい）授業科目がないかを確認し、成績評価の適切な実施に努めている。ホームページには、GPA の算出方法及び成績の分布状況を公開しており、学生が自分自身の成績の位置を確認できるようにしている。

「卒業研究」については、各学科で「子ども総合研究Ⅰ・Ⅱ」（保育学科）、「卒業研究（芸術表現学科）」を設け、研究論文、演奏、創作等の通年の専門演習科目を、シラバスに記載した成績評価基準に基づき実施している。その際、いずれも研究発表を義務づけ、評価方法と評価基準を明示し、学修成果の厳正かつ適正な評価を行っている。

卒業の認定に当たっては、ディプロマ・ポリシーに則り、以下に示す(1)～(4)の、目標とする学修成果(学士力)を身につけていること、かつ、短期大学に2年以上在籍し、学則や学位規程、履修方法に関する規程等に定められた要件が満たされていること等を教授会で確認・審議し、その意見に基づき学長が決定している。

(1) 態度・志向性：社会で生きていくための基本的な態度を身につけ、地域社会に貢献する意欲をもっている。

(2) 汎用的能力：社会生活に必要な能力を身につけ、状況に応じて活用できる。

(3) 専門的知識・技能：専攻する専門分野における基礎的な知識・技能を修得している。

(4) 総合的な学修経験と創造的思考力：修得した知識・技能等を総合的に活用し、直面する課題にそれらを適用して解決することができる。

学部名	学科名	卒業又は修了に必要な となる単位数	GPA制度の採用 (任意記載事項)	履修単位の登録上限 (任意記載事項)
	保育学科	62 単位	有 無	50 単位
	芸術表現学科	62 単位	有 無	50 単位
GPA の活用状況（任意記載事項）		公表方法： https://www.yamaguchi-jca.ac.jp/about/policy-assessment/		
学生の学修状況に係る参考情報 (任意記載事項)		公表方法： https://www.yamaguchi-jca.ac.jp/about/disclosure/ https://www.yamaguchi-jca.ac.jp/about/policy-assessment/ 免許・資格の取得、授業アンケート等		

⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

公表方法：<https://www.yamaguchi-jca.ac.jp/campuslife/campusmap/>

⑧授業料、入学金その他の大学等が徴収する費用に関すること

学部名	学科名	授業料 (年間)	入学金	その他	備考（任意記載事項）
	保育学科	620,000 円	250,000 円	323,000 円	施設費 233,000 円、教育充実費 90,000 円
	芸術表現 学科	620,000 円	250,000 円	323,000 円	施設費 233,000 円、教育充実費 90,000 円

⑨大学等が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

a. 学生の修学に係る支援に関する取組
(概要) 学生への経済的支援として、学納金の延納・分納制度、公的奨学金の取扱いのほか、本学独自の奨学金制度として、遠隔地特別奨学金制度、みらい芸術文化奨学金制度に加え、令和5年度から学修用端末購入推進奨学金（BYOD 奨学金）を新設したところである。 https://www.yamaguchi-jca.ac.jp/campuslife/support/scholarship/
b. 進路選択に係る支援に関する取組
(概要) 大学全体のキャリア支援を統括する機関としてキャリア支援センターを設置し、その下に職種ごとに適切な支援を行うことを目的に、就職支援室、保育職支援室を置いている。また、全学的なキャリア支援について審議する組織として、各学科や各室などの代表からなるキャリア支援委員会を組織し、教職協働で支援を行っている。新卒者の就職先への訪問やアンケートを通して、要望や意見を聞き取るとともに、卒業生からの相談にも応じ継続的な支援を行っている。就職状況は好調である。 https://www.yamaguchi-jca.ac.jp/career/
c. 学生の心身の健康等に係る支援に関する取組

(概要)

毎年4月に、学生全員の健康診断を実施している。診断項目は、計測（身長・体重・視力）・胸部X線・内科検診である。これらの結果と併せて、BMI 値も診断票に記入し、健康相談の資料としている。検査を必要とする学生に対しては、個別に対応し、別途検査結果を保健室に提出するよう指導している。

保健室では、日常の学生からの健康相談に加え、健康安全に関する知識や理解を深めることを目的として、年4回の保健室だよりと、インフルエンザ等季節における流行疾患の注意喚起を促す資料等を発行し、学内の掲示板にて周知を図っている。また、希望者へのインフルエンザの予防接種を学内で毎年実施している。

メンタル面についても保健室で体調管理の面と併せて指導を求める学生が多いため、対応した看護師・学生課そして学科教員が連携し、相談内容によっては公認心理士の指導も加えて対応できる体制を整えるとともに、保健室は学生の心身の健康支援上重要な位置付けをなしている。

心理的・精神的な悩みや問題を抱える学生の支援は、学生相談室が中心となってその任務を担っている。令和5年度からは非常勤職員（臨床心理士）1人を配置した。

学生相談室の開室時間は、令和6年度から週1日（1日4時間）へ拡充したが、さらに学生の幅広い利用の機会を確保するため、令和7年度からは複数曜日に開室することとした。

<保健室>

<https://www.yamaguchi-jca.ac.jp/campuslife/support>

<学生相談室>

<https://www.yamaguchi-jca.ac.jp/campuslife/support>

⑩教育研究活動等の状況についての情報の公表の方法

公表方法：<https://www.yamaguchi-jca.ac.jp/about/disclosure/>

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	F235310110184
学校名 (〇〇大学 等)	山口芸術短期大学
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	学校法人宇部学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		39人（－）人	35人（－）人	41人（－）人
内 訳	第Ⅰ区分	21人	23人	
	(うち多子世帯)	()人	()人	
	第Ⅱ区分	－	－	
	(うち多子世帯)	()人	()人	
	第Ⅲ区分	－	－	
	(うち多子世帯)	()人	()人	
	第Ⅳ区分（理工農）	人	人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	－	－	
	区分外（多子世帯）	人	人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（ ）人
合計（年間）				41人（ ）人
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	0人	0人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当）	人	0人	0人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	人	-	-
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	人	0人	-
計	人	-	-
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	人	前半期	-	後半期	-

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	人	-	-

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が警告の基準に該当)	人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	人	-	-
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	人	0人	0人
計	人	-	-
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。